

近江八幡市告示第201号

近江八幡市市民マルシェ事業実施要綱を次のように制定する。

令和3年6月21日

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市市民マルシェ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により営業機会又は出店機会が減少した市内の飲食店若しくは小売業者又はイベント等に出店者として参加していた市民に対して、営業機会の創出及び出店機会の確保による経済支援を行い、市内のにぎわいを向上させることを目的に開催する市民マルシェ事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民マルシェ 出店を希望する事業者又は市民がそれぞれ生産し、加工し、又は製造する製品、農産物等を販売するための、市が提供する場所をいう。
- (2) 出店者 市民マルシェへの出店を決定された者をいう。

(出店者の要件)

第3条 市民マルシェに出店しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に主たる店舗を置く小売業、サービス業、飲食業若しくは農業に従事する者、その他法令に抵触しない商品等の販売を行う法人若しくは個人事業主又は自身が生産し、加工し、若しくは製造する製品、農産物等を販売する意欲がある市民であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施できる者であること。
- (3) 事業を市と共に作る姿勢を持ち、適切な関係を構築し、並びに他の出店者及び

来店者と良好な関係を構築できる者であること。

(4) 市長が別に定める出店者の募集に関する要領（以下「募集要領」という。）に規定する事項を遵守できる者であること。

(5) 市税、国民健康保険料等について、出店の申込締切日現在において滞納していない者であること。

(6) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（出店者の募集）

第4条 市長は、募集要領により出店しようとする者を公募し、前条に規定する要件の有無を審査し、出店者を決定する。ただし、応募が募集要領に定める出店者数を超える場合は、別に定める方法により出店者を決定するものとする。

2 市長は、出店者を決定した後において、前条に規定する要件を満たさないことが判明したときは、当該出店者の出店を取り消すものとする。

（出店者の責務等）

第5条 出店者は、事業において販売する商品に関する責務を全て負わなければならない。

2 出店者間及び出店者と来店者との間のトラブルについては、市長は一切関与しないものとし、出店者が誠意をもって対応しなければならない。

（開催日時及び場所）

第6条 事業の開催日時及び場所は、市長が別に定める。

(出店料)

第7条 市民マルシェへの出店料は、無料とする。ただし、出店者が市民マルシェへの出店に当たって必要となる費用は、全て出店者が負担するものとする。

(事業の中止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を中止することができる。

- (1) 荒天等の自然現象により出店が困難であると判断できる場合
- (2) 新型コロナウイルスの感染者が著しく増加し、事業の実施によりさらなる増加を招くおそれがあると判断できる場合
- (3) その他市長が事業の実施が困難であると認める場合

2 前項の規定により事業が中止となった場合において、出店者が事業の実施に当たって生じた費用があるときは、全て当該出店者の負担とする。

(庶務)

第9条 事業に関する庶務は、商工労政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。